

韓国へ申告(届出)手続き

■ 国籍喪失申告

韓国国籍を喪失した場合にしなければならない申告手続きです。

● 帰化後の国籍喪失申告手続き

例えば、在日コリアンの方が帰化許可を得て日本国籍を取得した場合、本人の住所地の市区町村役場へ帰化の届出をすると新しく日本の戸籍が作成されます。それまで所持していた在留カード又は特別永住者カードを返納します。

本人が韓国のパスポートを所持していた場合は、住所地を管轄する在外公館（大使館・領事館）へパスポートの返納と韓国法務部へ「国籍喪失申告」をすることで、帰化後の両国への届出（韓国：申告）手続きが終了することになります。

韓国外に居住する者については、韓国国籍法の規定により申告書は必ず在外公館（大使館・領事館）を経由して法務部長官へ提出しなければならないとする「国籍喪失申告義務」を定めています。申告書は最終的に本人の登録基準地へ送られ、家族関係登録簿が閉鎖されます。

忘れがちな手続きの一つですが、すでに日本の戸籍が作成されていますので、きちんと韓国の手続きをしておくことは、後の相続手続きなどにおいても重要です。

申告手続きは必ず**本人**がしなければなりません。代理は認められていません。

【帰化後の国籍喪失申告時の必要書類の例】

- 国籍喪失申告書（ハングル：領事館備付）
- 新しく作成された日本の戸籍謄本
- 日本の住民票
- 韓国の基本・家族・婚姻関係証明書
- 写真1葉
- 返納する韓国パスポートと新しく発行された日本パスポート

日本の書類はすべて韓国語翻訳文が必要です。詳細は事前に領事館へ確認するとよいでしょう。

当事務所では、必要書類の取得から翻訳まで韓国への国籍喪失申告手続きを完全サポートしています。

■ ～まめ知識～ ■

☆日本人妻の国籍喪失申告☆

韓国籍者と婚姻した日本人妻の中には、従前の韓国国籍法の規定により韓国の国籍を有する方がいます。
(あくまで表見上の二重国籍)

韓国では1948年12月20日に国籍法が施行され、同法第3条には「無国籍又は大韓民国の国籍を取得することにより、6月以内にその国籍を失うこととなる外国人」として「大韓民国の国民の妻となった者」は韓国国籍を取得すると規定されていました。この規定により、1998年6月14日に従来の内容を大改正した改正国籍法が施行されるまで、約50年間韓国籍者と婚姻した外国籍妻は韓国の国籍も取得可能であったわけです。

この期間のあいだに韓国籍者と婚姻した日本人妻は、婚姻により日本と韓国の二重国籍を有することになり、6ヶ月以内にいずれかの国籍を取得するかについて意思表示をする必要がありました。6ヶ月以内に日本の国籍を放棄しなかった場合は、韓国国籍の喪失申告をする必要があったのですが、夫婦の居住地が日本である場合は、婚姻手続きは日本の役場へ先に届出をして、その受理証明書等を添付して本国の役場へ報告的届出をするのが一般的であるため、夫婦ともにこの規定についてまったく知ることなく、またその認識もないまま現在に至っているケースもあります。

婚姻の報告的届出を受けた役場において、日本人妻は韓国の国籍を有する者として当時の夫の戸籍に妻として記載がなされます。そして、6ヶ月が過ぎた後もそのまま韓国籍者として夫の戸籍に入っている状態が続き、2008年に戸籍から家族関係登録簿に移行した際も日本人妻の家族関係登録簿が作成され、日本人であるのに韓国の国籍を証する家族関係証明書が発行される、というケースが発生する原因となっているわけです。

このようなケースにおいても「国籍喪失申告」をすることにより、日本人妻の韓国家族関係登録簿を閉鎖させることができます。

申告期限については、家族関係登録等に関する法律第97条「国籍喪失の申告は、配偶者又は4親等以内の親族が、その事実を知った日から1ヶ月以内にしなければならない」とし、韓国外に居住する者については、「3ヶ月以内」の特例も定めていますが、期限を越えた申告であっても領事館で手続きをすることができます。

申告から本人の家族関係登録簿が閉鎖されるまでには約6ヶ月前後時間がかかります。

当事務所では、必要書類の取得から翻訳まで韓国への国籍喪失申告手続きを完全サポートしています。

Office.KIM 金行政書士事務所 (052)-212-8348